特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険資格管理及び給付に関する事務 基礎項 目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

邑楽町は、国民健康保険資格管理及び給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

邑楽町長

公表日

令和2年1月21日

[平成31年1月 様式2]

T 関連情報

連絡先

住民課 国民健康保険係

I 関連情報					
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務				
①事務の名称	国民健康保険資格管理及び給付に関する事務				
	国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、届出による資格の得喪等の処理及び被保険者証等の発 行等の事務を実施する。				
	国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。				
②事務の概要	(1) 被保険者の資格取得に係る届出の受理及び確認に関する事務 (2) 世帯主等変更の届出の受理及び確認に関する事務 (3) 被保険者の資格喪失に係る届出の受理及び確認に関する事務 (4) 第三者の行為による被害の届出の受理及び確認に関する事務 (5) 被保険者証、被保険者資格証明書等各種証明書に関する申請書の受理、認定証の交付等の事務 (6) 療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に関する事務 (7) 出産育児一時金、葬祭費の支給及びその他の保険給付に関する事務 (8) 第三者の行為による損害賠償請求に関する事務 (9) 一部負担金減免申請の受理、確認及び証明書の交付に関する事務 (10) 一時差し止めに関する事務 (11)県単位での資格継続業務に関する事務 (12)県単位での高額該当回数の引継ぎに関する事務 (13)他の法令による医療に関する給付との調整に関する事務				
③システムの名称	国民健康保険システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 国保総合システム 国保情報集約システム				
2. 特定個人情報ファイル	名				
国保資格個人ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の第30項 国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって 主務省令で定めるもの				
4. 情報提供ネットワークシ					
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する [実施する] 2)実施しない 3)未定				
	【番号法第19条第7号及び別表第二】				
	(別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができるとされている項				
②法令上の根拠	42、43の項				
	(別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の第3欄(情報提供者)が「医療保険者」のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」が含まれる項				
	1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、 93、97、106、109、120の項				
5. 評価実施機関における					
①部署	住民課 国民健康保険係				
②所属長の役職名	住民課長				
6. 他の評価実施機関					
なし					
7. 特定個人情報の開示・					
請求先	住民課 窓口係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5015				
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ				

群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5020

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未满]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人未満(任意実施) 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
いつ時点の計数か			平成31年4月1日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいつ時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
		平成31年4月1日 時点						
3. 重大事故								
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評	価書の種類				
[基礎 2)又は3)を選択した評価実 載されている。	項目評価	-	重点項目評	価書又は全項	3) 基礎項目評価書	
2. 特定個人情報の入手(情報提信	共ネットワークシス ⁻	テムを通じ	た入手を除ぐ		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か]	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱し	^の委託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし	 งอ งอ
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託ヤ	情報提供ネットワー	-クシステム	を通じた提供]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし	
6. 情報提供ネットワークシ	ステム。	との接続		[]接統	売しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし	
7. 特定個人情報の保管・	消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし	
8. 監査						
実施の有無	[]	自己点検	[0]	内部監査	[] 外音	彩監査
9. 従業者に対する教育・	李発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行 2) 十分に行っている 3) 十分に行っている	